平成３０年（フ）第２９３号
広島県東広島市西条町田口144番地26
債務者　山崎　優貴
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２９８号
広島市東区温品８丁目７番13―102号
債務者　山本　京子
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５７号
広島県福山市東吉津町６番20―210号
債務者　安達　明美
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第６３号
広島県福山市神辺町大字新徳田181番地　ラフォーレ壱番館101
債務者　大坂　和義
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第６４号
広島県福山市山手町７丁目14番４－３号
債務者　鎌田　祥吾
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第５７号
山口県下関市竹崎町４丁目４番２―702号　ヴェルタワー下関
債務者　岡本　奈苗
1　決定年月日時　平成30年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成３０年（フ）第６３号
山口県下関市大字永田郷459番地４　梅花園
債務者　藤野　　孝
1　決定年月日時　平成30年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成３０年（フ）第６１号
徳島県徳島市大原町余慶57番地の７　ハッピースクエアーⅡ　103
債務者　太田　　篤
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第６７号
徳島県徳島市川内町榎瀬755番地の１　103
債務者　中川　武朗
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第７３号
徳島県徳島市南庄町１丁目19番地の８　アメニティ・ロード305
債務者　凝地　祐也
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第８１号
徳島県徳島市津田西町１丁目11番11号
債務者　浦　　宏
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第９７号
徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前100番地１　イノセントコーポ107号
債務者　山田　裕己
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第９９号
福岡県久留米市荒木町荒木1506番地２　ファーストイン荒木301号
債務者　坂田弥千代（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成30年５月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第９９号
佐賀市城内１丁目３番３号　メゾンドスワニー102号
債務者　貞苅小百合
1　決定年月日時　平成30年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１０４号
佐賀県小城市小城町161番地10
債務者　重松　敏江
1　決定年月日時　平成30年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第８９号
大分市高尾台１丁目11番５号
債務者　安東スミ子
1　決定年月日時　平成30年５月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１０４号
宮崎市大工２丁目65番地　クリオコート103号
債務者　青野ひとみ
1　決定年月日時　平成30年５月23日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１１１号
宮崎市大字恒久5331番地　ドムス宮崎111号
債務者　濱田　麻衣
1　決定年月日時　平成30年５月23日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
宮崎地方裁判所破産係